

2024年度自己点検・評価チェックシート

学部・研究科名： **法務研究科**

基準1 理念・目的 点検・評価項目①

大学の理念・目的を適切に踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
5	<p>【自己評価】</p> <p>法務研究科は、修了生に法務博士（JurisDoctor）の学位を付与する法曹養成機関（法科大学院）である。本研究科が養成しようとする法曹像は、「時に常識を超え、既成の枠を飛び越え、自らが信じるところで、いかなるときも在るべき「法」と真摯に向き合い、学び、戦い、真のプロフェッショナルとして人と社会と世界に貢献できる“挑戦する法曹”」である。</p> <p>このような法曹像は、大学の「建学の精神」（学問の独立、学問の活用、模範国民の造就）と1882年の東京専門学校法律学科創設以来の経験・実績を踏まえ、司法制度改革審議会意見書に示された基本理念を実現する方向で練り上げられたものであり、新たな時代の流れに対応し、かつ21世紀の社会をリードできる質の高い法曹の養成を目的としている。本学の法科大学院教育を受けることで法曹としての付加価値を付与すべく、高い専門性と実務能力を獲得した『挑戦する法曹』の育成をめざしている。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	1-①-1 研究科運営方針 1-①-2 法務研究科要項 1-2頁

【評価基準】

1	2	3	4	5
人材育成その他の教育研究上の目的（以下、「目的」）を設定している。	・評価基準1を満たしている。 ・目的を学則別表に記載している。	・評価基準2を満たしている。 ・目的を学部・研究科単位で設定している。 ・目的は高等教育機関としてふさわしく、学部・研究科の個性や特徴を示している。	・評価基準3を満たしている。 ・目的と大学の理念との関連性を考慮し、文中に明示している。	・評価基準4を満たしている。 ・目的を課程ごと、学位ごとに定めている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

なし

■指摘事項に対する取り組み状況

なし

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
5	

基準1 理念・目的 点検・評価項目②

学部・研究科の目的を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
5	<p>【自己評価】</p> <p>①で示した本研究科が養成しようとする法曹像は、毎年発行される法務研究科紹介の「研究科案内」（パンフレット）、WEBサイトにおける「科長からのメッセージ」「法務研究科が目指すもの」「人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」「法務研究科3つのポリシー」などによって明確にされ、それらは、教員（兼任・兼任教員を含む）、職員、学生および社会に対して周知されている。また、「梓」というニューズレターを発行し（年1回、約5000部発行）、これを教員（兼任・兼任を含む）、職員、学生、修了者（「早稲田ロースクール稲門会」および「稲門法曹会」（旧司法試験合格者を含む早稲田大学出身の法曹による校友会）の構成員）に配布することによっても、継続的に本法科大学院の目指す法曹像の周知・徹底を行っている。</p> <p>さらに教職員に対しては、年度初めの運営委員会（教授会）で研究科長が本研究科の方針を訓示し、また年に2回開催されるFD研修においても本方針を意識した取り組みを行っている。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>1-②-1 研究科案内</p> <p>1-②-2 法務研究科ホームページ</p> <p>1-②-3 梓</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
目的を刊行物やウェブサイトなどいずれかの方法で公表している。	目的を刊行物、ウェブサイトを含めた複数の方法で公表している。	・評価基準2を満たしている。 ・目的の公表にあたっては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに明示している。	・評価基準3を満たしている。 ・目的を箇所内の教職員が定期的に確認する機会を設定している。	・評価基準4を満たしている。 ・目的を箇条書きにする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

<p>■前年度の課題</p> <p>なし</p>
<p>■指摘事項に対する取り組み状況</p> <p>なし</p>

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
3	目的を会議体で定期的に確認する機会があったか根拠資料から読み取れなかったため、3とした。（なお、基準1で確認するのは目的であり、方針ではないことにご留意願います。）

基準2 内部質保証 点検・評価項目①

内部質保証のための方針及び手続を定めているか。

○下記の要件を備えた内部質保証のための方針及び手続の設定

- ・内部質保証に関する基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う組織の権限と役割
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
5	<p>【自己評価】</p> <p>研究科の内部質保証における組織・体制としては、（ア）自己点検評価を継続的に行う「自己点検評価委員会」、（イ）教育内容と教育方法等についての自己改革のための「FD委員会」、（ウ）入学者選抜について検討を行う「入試委員会」、（エ）カリキュラムについて検討を行う「カリキュラム検討委員会」、および（オ）これらの各委員会の長と本研究科執行部を構成員とした、本法科大学院の将来設計ならびに運営に関する検討を行う「研究科運営委員会」などがある。</p> <p>自己点検評価委員会は、本研究科が5年ごとに受ける認証評価対象年度ならびにそれ以外の任意の年度に報告書を作成し、これをWEBサイトにおいて公表している。FD委員会は年に複数回開催し、活動を行っている。入試委員会では入試の在り方を、カリキュラム検討委員会ではカリキュラムの在り方、随時委員会を開催し検討している。これらについて総合的な視点から課題を議論し改善・向上の指針を示すのが研究科運営委員会であり、ここで示された指針および各委員会での検討結果は運営委員会を通じて教員に共有される。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>2-①-1 早稲田大学大学院法務研究科規約 第14条別表</p> <p>2-①-2 自己点検評価報告書</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
<p>・内部質保証のための方針および手続を設定している。</p> <p>・内部質保証推進組織をはじめとする内部質保証に関する体制が整備され、各組織の権限・役割が内規等で定められている。</p>	<p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>・内部質保証体制の各組織が十分に機能するよう、それぞれの役割が定義されている。</p>	<p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>・内部質保証体制の各組織が十分な連携が図れるよう、それぞれの役割が定義されている。</p>	<p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>・内部質保証体制を図示化するなど、PDCAの一連のサイクルが明確にされている。</p>	<p>・評価基準4を満たしている。</p> <p>・内部質保証のための方針や手続について、所属の教職員に定期的に共有する機会を設けている。</p>

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

<p>■前年度の課題</p> <p>なし</p>
<p>■指摘事項に対する取り組み状況</p> <p>なし</p>

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
1	「自己点検・評価委員会」が当該根拠資料である研究科規約別表の中に見当たらず、また、内規等の整備も未定であるように見受けられるため、1とした。

基準2 内部質保証 点検・評価項目③

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 学部・研究科における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
4	<p>【自己評価】</p> <p>基準2①で述べた自己点検評価委員会の報告書の公表にあたっては、報告書案を事前に運営委員会で共有し、運営委員会構成員全員で内容を確認している。また、FD委員会では学生授業評価アンケートを各学期で2回実施し、この結果についてはFD委員会が検討した上で運営委員会で結果を報告すると共に、各科目の担当教員には学生からの評価およびコメントを共有し、改善の契機としている。</p> <p>5年に1回の日弁連法務研究財団からの認証評価結果については、運営委員会で共有すると共に、研究科運営委員会に於ける長期計画において反映している。</p> <p>自己点検評価委員会における評価の客観性・妥当性の担保については、日弁連法務研究財団による認証評価基準を参照しており、また、報告書をHP上で公表することにより透明性を確保している。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>自己点検評価委員会報告書および認証評価報告書において指摘された課題について、よりPDCAサイクルを意識して改善していくこと。</p>	<p>2-③-1 自己点検評価報告書</p> <p>2-③-2 FD委員会報告書</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
<ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証の取組が方針と手続きに従って行われている。 ・点検・評価結果に基づいて、内部質保証推進組織による改善のための検討が行われている。 ・文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準1を満たしている。 ・点検・評価および点検・評価の結果に基づく改善を定期的に行う仕組みを構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準2を満たしている。 ・内部質保証推進組織による改善のための検討が行われ、その結果が箇所内に共有されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準3を満たしている。 ・点検・評価結果に基づく改善を行っている。 ・内部質保証のプロセスの客観性・妥当性を確保するための取組を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準4を満たしている。 ・内部質保証システムに関する自己点検・評価の結果に基づいた取り組みの結果、改善が見られる。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

なし

■指摘事項に対する取り組み状況

なし

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
1	点検・評価の実施、および、点検・評価の結果に基づく改善改善向上に取り組む組織が定められている内規等を確認できず、実際に実施されているかどうか不明であったため、1とした。

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目①

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
4	<p>【自己評価】</p> <p>本研究科では、修了時に身に付けておくべき能力を以下のように定めている。</p> <p>学修成果① 進取の精神を持って、伝統の殻を破る新しい概念を構築する力</p> <p>学修成果② 自主独立の精神を持って自他の個性を認め、公正な視点で多様性を受容する姿勢</p> <p>学修成果③ 法律学の専門知識、批判的・創造的な思考力、社会に生起する事象の調査能力、および法的問題の分析能力を駆使し、問題を解決する能力</p> <p>学修成果④ 新たな時代を切り拓いて正義を体現する法の担い手として、複雑で多様化した現代社会における様々な加谷に敢然と挑戦し、人と社会と世界に貢献できる能力</p> <p>学修成果⑤ 人の『喜び』『苦しみ』『痛み』を理解できる豊かな人間性とこれに基づく行動力</p> <p>学修成果⑥ 自らが考える意見を正確に表現し、他者を説得する能力、および他者の意見に真摯に向き合い、その主張するところを的確に汲み取るコミュニケーション能力</p> <p>上記のディプロマポリシーは「早稲田大学大学院法務研究科要項」に記載し、学生に開示している。また、同要項で、具体的な法務博士（Juris Doctor）授与の単位取得要件を示している。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	4-①-1 法務研究科要項 2頁、3頁

【評価基準】

1	2	3	4	5
<ul style="list-style-type: none"> 学位授与方針を課程ごと学位ごとに設定している。 学位授与方針をウェブサイトや要項等で公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準1を満たしている。 学位授与方針は、知識、技能、態度などの要素を含んだものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準2を満たしている。 学位授与方針は全学の学位授与方針と連関性を有している。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準3を満たしている。 学位授与方針に卒業要件、修了要件が明示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準4を満たしている。 箇条書きにする、平易な表現とする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

なし

■指摘事項に対する取り組み状況

昨年「学位授与方針に修了要件が明示」されていないとの指摘があったが、指摘への対応にあたっては、ディプロマポリシーに具体的な要件を書き込まなければならない。しかしながら、組織統合のため、完成年度（2028年度）までは原則修正ができないものの、法務研究科要項内に具体的な法務博士（Juris Doctor）授与の単位取得要件が明記されているため、評価基準4相当であると考えている。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
3	学位授与方針に修了要件が明示されていないため、3とした。今後、修了要件に関するURLを記載することを検討いただきたい。

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目②

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- 教育課程の体系、教育内容

- 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
4	<p>【自己評価】</p> <p>法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第4条において、「専門的な法律知識その他の学識」、「法的な推論、分析、構成及び論述の能力」、「法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力」、「法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力」、「法律に関する実務の基礎的素養その他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養」を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施することが定められていることに鑑み、本研究科では、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を幅広く設置し、体系的なカリキュラムを組んでいる。</p> <p>公表手段としては、履修選択の資料として「講義要項（シラバス）」をWEB上で公開し、「科目登録の手引き（科目配当表・時間割）」、「法務研究科要項」、「研究科案内（早稲田大学法科大学院 Guide Book）」などを学生に配布することで、履修モデルの提示を分かりやすく行っている。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>4-②-1 法務研究科要項</p> <p>4-②-2 講義要項（シラバス）</p> <p>4-②-3 科目登録の手引き</p> <p>4-②-4 科目配当表・時間割（「科目登録の手引き」26頁以降）</p> <p>4-②-5 研究科案内 5頁</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
<p>・教育課程の編成・実施方針を課程ごと、学位ごとに設定している。</p> <p>・教育課程の編成・実施方針をウェブサイトや要項等で公表している。</p>	<p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>・教育課程の編成・実施方針は、編成に関する考え方、実施に関する基本的な考え方を含んでいる。</p> <p>・学位授与方針との連関性を確認することができる。</p>	<p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>・教育課程の編成・実施方針に教育課程の体系、教育内容、構成する授業科目区分、授業形態等を記載している。</p>	<p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>・箇条書きにする、平易な表現とする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。</p>	/

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

なし

■指摘事項に対する取り組み状況

研究科案内5頁では、カリキュラム・ポリシーを踏まえて、学年ごとにどのような科目を学び、能力等を身につけるかを整理しており、法務博士の取得を目指す学生に対する情報としては十分に理解しやすいと思われる。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
1	学位授与方針に修了要件が明示されていないため、3とした。今後、修了要件に関するURLを記載することを検討いただきたい。

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目③

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

- 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
 - ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
 - ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
 - ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
 - ・個々の授業科目の内容及び方法
 - ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
 - ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
 - ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
 - ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
 - ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
 - ・理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）
 - ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
- 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
5	<p>【自己評価】</p> <p>研究科が提供する法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目については、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮して設定されている。法律基本科目については、段階的な学修ができるように配置され、また法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、選択必修科目として、学生にはバランスよく履修することが課されている。また、司法試験選択科目（「倒産法」、「租税法」、「経済法」、「知的財産法」、「労働法」、「環境法」、「国際関係法（公法系）」、「国際関係法（私法系）」）はいずれも開講している。</p> <p>特に、挑戦する多様な法曹を社会に送り出すという本法科大学院の理念を実現するために選択必修である法律実務基礎科目として、各種領域の弁護士実務、エクスターンシップ、臨床法学教育などの多様な科目を設置しており、極めて多彩な展開・先端科目を設置、そしてこれらの科目の履修を学生に積極的に推奨している。</p> <p>【課題】</p> <p>在学中司法試験受験制度導入後の学生の段階的学びをどのように確保していくかは学生の履修動向も含めて、当面試験的にならざるを得ない。</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>4-③-1 法務研究科要項</p> <p>4-③-2 講義要項（シラバス）</p> <p>4-③-3 科目登録の手引き</p> <p>4-③-4 科目配当表・時間割（「科目登録の手引き」26頁以降）</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
教育課程の編成・実施方針と授業科目・教育課程の連関性を確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準 1 を満たしている。 ・教育課程の編成・実施方針に記載されている内容の科目が設置されている。 ・科目区分と設定されている授業時間数、単位数が適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準 2 を満たしている。 ・学修成果の獲得という観点から必修科目や専門科目が適切に設置されている。 <p>【学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年次教育に配慮した科目や教養科目、共通科目等が適切に配置されている。 <p>【研究科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサーチワークとコースワークが適切に組み合わせられている ・1年次に研究倫理教育を受講することを要項等に記載している。 <p>【専門職】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理論教育と実務教育のバランスに配慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準 3 を満たしている。 ・学修成果の獲得という観点を踏まえて順次性や体系性に配慮した教育課程が編成されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準 4 を満たしている。 ・社会的および職業的自立を図るための教育を行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

在学中司法試験受験制度導入後の学生の段階的学びをどのように確保していくかは学生の履修動向も含めて、当面試験的な運用を続け、段階的学びのあり方を検討していく。

■指摘事項に対する取り組み状況

なし

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
1	教育課程の実施に関する基本的な考え方が定められておらず、その考え方に従って授業形態、授業方法が採用されているかが読み取れないため、1とした。

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目④

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、事前事後の学修の指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</p>	<p>【自己評価】</p> <p>2023年度より、本研究科が提供する科目の全てのシラバスについては、それぞれの授業の到達目標が本研究科のディプロマポリシーで定めている学修成果との関連性を明記しているか、カリキュラム検討委員会がチェックし、当該教員への修正依頼を行っている。</p> <p>また、理論と実務を架橋し、学生に法実務に求められる倫理観や実践力を涵養させるため、「法曹倫理」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」（各2単位）を必修とし、他に臨床法学教育科目、エクスターンシップ、シミュレーション科目等を選択必修として展開している。</p> <p>学生の理解度の確認にあたっては、中間試験や期末試験を実施し、成績不振の学生に対しては教務主任（学生担当）が面談を行い、学習方法等について助言している。また、本研究科を修了した若手弁護士が学修をサポートするアカデミックアドバイザー（AA）制度があり、学生の理解の向上と学習意欲の促進を図っている。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>修了生が後輩の学修を支援するAA制度は、この制度を利用した学生もまた、司法試験合格後にAAとして後輩の学修支援にあたるというサイクルが確立している。</p>	<p>4-④-1 シラバス作成依頼文書</p> <p>4-④-2 法務研究科要項</p> <p>4-④-3 研究科紹介</p> <p>4-④-4 カリキュラム検討委員会によるシラバス確認およびシラバス修正依頼（例）</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
<p>教育課程の編成・実施方針と教育方法の連関性が確保されている。</p> <p>・授業内容・形態に配慮したクラス規模を設定している。</p>	<p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>・年間の登録単位数が50単位を超過している学生について申し合わせに定める区分に応じて対応している。</p> <p>・シラバスチェックリストを活用し、記載項目に漏れがないか組織的に確認を行っている。</p>	<p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>・授業外における学習に対する指導体制を構築している。</p> <p>【研究科】</p> <p>・研究指導計画を学生に明示している。</p> <p>【専門職】</p> <p>・実務的能力育成のための教育上の工夫を行っている。</p>	<p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>・各科目の到達目標とDPで定める学修成果などポリシーとシラバス記載内容の整合性が確保されている。</p> <p>・学修成果の獲得という観点から、適切な授業方法、形態が採用され、実施されている。</p> <p>【研究科】</p> <p>・研究指導計画に基づき研究指導を実施している。</p>	<p>・評価基準4を満たしている。</p> <p>・学位プログラムとしての順次性・体系性に配慮した科目の配置が行われている。</p> <p>【学部】</p> <p>・対話型、問題発見・解決型授業の割合が75%を超過している。</p> <p>【研究科】</p> <p>・研究指導計画について定期的に見直しを行っている。</p>

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

<p>■前年度の課題</p> <p>なし</p>
<p>■指摘事項に対する取り組み状況</p> <p>各科目のシラバスに記載されている到達目標と学修成果などの整合性をカリキュラム検討委員会で確認したうえで、当該教員に修正依頼を送付している（根拠資料4-④-4）。</p>

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
4	

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑤-1

成績評価、単位認定を適切に行っているか。

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">5</p>	<p>【自己評価】</p> <p>法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第4条において、法科大学院において涵養すべき能力・素養が定められていること、および認証評価基準として「厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること」が求められていることから、本研究科においても厳格な成績評価が実施されている。</p> <p>これらの基準については、学生向けの「早稲田大学大学院法務研究科要項」に記載されるとともに、教員向けには春学期・秋学期の採点についての依頼文書に記載されている。</p> <p>各教員は、定期試験採点后、採点簿とともに項目別配点表を提出している。項目別配点表は、シラバス記載の配点割合に従って成績評価がなされているかを確認するためのものである。さらに、事務所において各科目の成績評価分布表が作成され、これを各学期の採点終了後の直近の運営委員会で配布することにより、相対評価の遵守を教員間で相互にチェックすることができる体制も構築している。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>4-⑤-1-1 法務研究科要項 3頁</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
<p>・事前事後の学修を含めた単位制度の趣旨について教員・学生への周知・徹底を行っている。</p> <p>・既修得単位の認定について箇所内で明確なルールを定めている。</p> <p>【学部】</p> <p>・「学部教育における成績評価基準に係わる申し合わせについて」に基づいた運用を行っていない。</p> <p>【研究科】</p> <p>・成績評価基準を定めていない。</p>	<p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>・既修得単位の認定に関するルールについて、要項等で学生に周知している。</p> <p>・成績評価基準に基づいた運用を行っている。</p>	<p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>・学修成果の可視化に関連する科目については絶対評価を用いるなど科目の性質に応じた柔軟な運用を行っている。</p>	<p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>・成績評価を行うにあたって、ルーブリックを使用するなど、客観性を確保するための取り組みを行っている。</p>	<p>・評価基準4を満たしている。</p> <p>・各科目における成績分布を箇所内で共有し、適切な成績評価が行われているか確認する仕組みを構築している。</p>

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

■指摘事項に対する取り組み状況

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
5	

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑤-2

学位授与を適切に行っているか。

○学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
<p style="text-align: center; font-size: 2em;">3</p>	<p>【自己評価】</p> <p>2021年度未修入学者および2022年度既修入学者についての修了認定に要する単位数は93単位である。さらに、1年次から2年次、2年次から3年次への進級にあたっては、必修科目のGPAが一定基準を満たすことなどを要件として厳格な成績評価を実施しており、十分な学修成果を得た学生のみが最終学年に進学し、修了できるようになっている。</p> <p>修了認定にあたっては、事務所が各科目の成績をとりまとめて修了判定の処理を行い、修了認定予定者リストを作成して運営委員会に提出する。運営委員会は、このリストをもとに、各予定者が所定の単位を修得していることを確認した上で、修了認定を行っている。</p> <p>修了認定基準および進級要件は、次年度が始まる前に「法務研究科要項」、「科目登録の手引き」、法務研究科教育研究支援システム上のお知らせ「科目登録における注意点」等の欄に記載し、学生に開示している。なお、2021年度の認証評価では、評価機関より「修了認定の基準・体制・手続の設定、修了認定基準の開示のいずれも適切であり、修了認定が適切に実施されている」との評価を得ている。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>4-⑤-2-1 法務研究科要項 29頁</p> <p>4-⑤-2-2 法務研究科要項 12 頁</p> <p>4-⑤-2-3 科目登録の手引き 8-9 頁</p> <p>4-⑤-2-4 法務研究科教育研究支援システム上のお知らせ「科目登録における注意点</p> <p>4-⑤-2-5 認証評価報告書</p> <p>4-⑤-2-6 2023年度修了判定結果</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
<p>・卒業・修了の要件を定めている。</p> <p>・卒業・修了の要件を刊行物、ウェブサイト等で公表している。</p> <p>・既修得単位数について上限を超えて認定されないような仕組みを設定している。</p> <p>【研究科】</p> <p>・研究指導の方法やスケジュールを定めている。</p> <p>・学位論文等の審査基準を公表している。</p>	<p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>・学位授与の責任体制・手続きについて定めている。</p> <p>・既修得単位の認定について箇所内での基準・手続き方法を定め、要項等で周知している。</p> <p>【研究科】</p> <p>・研究指導の方法やスケジュールを学生にあらかじめ明示している。</p> <p>・学位論文の審査基準を学生に文書等であらかじめ明示している。</p>	<p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>・学位授与の責任体制・手続きを要項等で明示している。</p>	<p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>【学部】</p> <p>・卒業論文等について複数の教員で審査するなど組織的な審査体制を構築している。</p> <p>【研究科】</p> <p>・副指導教員を置くなど研究指導体制の充実を図っている。</p>	<p>・評価基準4を満たしている。</p> <p>・学位授与の認定にあたってルーブリック評価を行うなど、客観性、透明性の確保のための工夫を行っている。</p>

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

なし

■指摘事項に対する取り組み状況

本研究科は、法曹を養成する専門職大学院であり、副指導教員を置くことを前提とした研究科ではない。各単位の付与権限は講義担当教員にあり、修了要件を満たした場合に学位を授与する（根拠資料：4-⑤-2-1）、その際には運営委員会で修了者を審議している（根拠資料：4-⑤-2-6）。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
3	

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

- 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
- 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
4	<p>【自己評価】</p> <p>2024年度は法務研究科が定めるアセスメント・ポリシーを用い、自己点検評価委員会による学修成果の可視化を行った。自己点検委員会からの点検・評価結果およびコメントに基づき、法務研究科運営委員会として可視化の方法等について継続的に検討を行うこととした。</p> <p>また、修了生がその後法曹資格を取得し、どのような分野で活躍しているかについては、司法試験の単年度合格率や合格者数（法学既修者・法学未修者それぞれ）並びにそれらの推移及び累積のデータについて把握すると共に、稲門法曹会を通じて修了生の活動状況について情報を収集している。</p> <p>【課題】</p> <p>司法試験に合格していない修了生の活動状況についての把握。</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>4-⑥-1 法務研究科アセスメント・ポリシー</p> <p>4-⑥-2 学修成果の可視化および今後の対応</p> <p>4-⑥-3 法務研究科ホームページにおける司法試験合格者データ部分</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
<ul style="list-style-type: none"> ・学修成果の指標および可視化の方法を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準1を満たしている。 ・学修成果の指標および可視化の方法を定めている。 ・学位授与方針で示した学修成果と可視化の方法の関連性が明確である。 ・可視化の方法が多角的かつ適切な方法となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準2を満たしている。 ・学修成果の指標および可視化の方法が専門分野の性質に応じた適切なものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準3を満たしている。 ・間接評価と直接評価を組み合わせ可視化を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準4を満たしている。 ・直接評価と間接評価の相関分析などによりデータの妥当性を検証している。 ・経年比較などを行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

継続して、司法試験に合格していない修了生の活動状況についての把握を進める予定である。

■指摘事項に対する取り組み状況

自己評価に記載のとおり、自己点検委員会にて学修成果の可視化を行った。可視化の結果は運営委員会に報告し、今後の対応についてカリキュラム委員会等で検討を進めることとした。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
4	

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑦

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
 - ・学習成果の測定結果の適切な活用
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
5	<p>【自己評価】</p> <p>教育内容・教育方法の改善活動の取り組み体制は法務研究科規約第14条別表第1で「教授方法・効果に関する事項」を所管するとされるFD委員会がその中心に置かれている。同委員会は、2年任期の委員5名から構成されており、この活動の一環として、受講生による講義評価アンケート（各学期について中間・期末の2回）を実施している。この結果はFD委員会が取りまとめ、運営委員会において報告がなされている。さらに、科目ごとのアンケート結果は、当該科目の担当教員に通知され、また、複数のクラスが同時開講されている必修科目においては、当該必修科目の全クラスの平均点も併せて伝えられている。これにより、担当教員は、自分の担当クラスの評価が、当該必修科目の他のクラスとの比較においてどのような位置づけにあるのかを知ることができ、必要に応じて講義方法の修正・改善を図るための手がかりを得ることができる。</p> <p>さらに、FD委員会の活動として、FD研修会の実施（各学期1回）、授業の相互参観（各学期1回）を実施し、教育内容・教育方法の改善を図っている。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>4-⑦-1 早稲田大学大学院法務研究科規約 第14条別表</p> <p>4-⑦-2 講義評価アンケート質問項目</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
・教育課程の内容、方法等の自己点検・評価の体制・方法等について検討を行っている。	・評価基準1を満たしている。 ・教育課程の内容、方法等の自己点検・評価の体制・方法等について内規等で定めている。	・評価基準2を満たしている。 ・学修成果の可視化を定期的に行い、その評価結果を教育課程の検討を担う組織にフィードバックしている。	・評価基準3を満たしている。 ・点検・評価結果を踏まえ、教育課程の改善・向上に向けた検討に着手している。	・評価基準4を満たしている。 ・点検・評価結果を踏まえた教育課程の改善・向上の実績がある。また、定期的に改善・向上を検討するサイクルが確立している。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

<p>■前年度の課題</p> <p>なし</p>
<p>■指摘事項に対する取り組み状況</p> <p>なし</p>

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
1	教育課程の内容・方法等を点検・評価し、改善・向上を検討する組織について、検討中であるものの内規等で確認できなかったため、1とした。

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目①

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
 - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
 - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	<p>【自己評価】</p> <p>本研究科は、教育研究の目的を定めた上で、これに基づく入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。「早稲田大学では、『学問の独立』の教育理念のもとで、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、本学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れる。早稲田大学大学院法務研究科においては、優れた法律家として実社会で活躍できる人材の発掘を第一の目標に、専門知識はもちろんのこと、個々の受験生のバックグラウンドや特徴をも精査し、その資質や能力を総合的に評価し選抜を行う。」</p> <p>以上の入学者選抜方針は、毎年度「入学者選抜試験要項」のはじめに掲げるとともに、本法科大学院の「研究科案内」やHPに掲載している。また、毎年複数回開催している入試説明会においても、上記の方針を、選抜基準および選抜手続とともに明確に説明している。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	5-①-1 入学者選抜試験要項 5-①-2 研究科案内 5-①-3 法務研究科ホームページ

【評価基準】

1	2	3	4	5
<ul style="list-style-type: none"> ・課程ごとに学生の受け入れ方針を設定している。 ・学生の受け入れ方針を刊行物やウェブで公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準1を満たしている。 ・学生の受け入れ方針に、求める学生像を明示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準2を満たしている。 ・学位ごとに学生の受け入れ方針を定めている。 ・他のポリシーとの一貫性が確保できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準3を満たしている。 ・学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力、判定方法についても明示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準4を満たしている。 ・箇条書きにする、平易な表現とする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

<p>■前年度の課題</p> <p>なし</p>
<p>■指摘事項に対する取り組み状況</p> <p>組織統合のため、完成年度（2028年度）までは原則修正ができないものの、指摘を踏まえて今後対応を検討する。</p>

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
3	

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目②

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
 - ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施
 - ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	<p>【自己評価】</p> <p>本研究科では、学生の受け入れ方針に基づき、法学未修者・法学既修者のいずれの入学者選抜においても、受験者が法曹としての必要条件とすべき資質・能力を備えているか否かを評価のポイントとして「書類審査」を行い、多様なバックグラウンドを持つ有為な人材を選別することとしている。その上で、法学未修者に対しては小論文試験、法学既修者に対しては、論述試験を行っている。さらに、5年一貫法曹養成制度（「法曹コース」）の開始に伴い、2022年度入学者選抜から特別選抜（5年一貫型と開放型）と一般選抜（法学既修者試験と法学未修者試験）に区分してそれぞれの選抜基準と選抜手続を決定して実施している。</p> <p>奨学金制度を含む入試制度の情報については、研究科案内、入学者選抜試験要項、法科大学院説明会を通じて適切な時に開示している。また、入試運営にあたっては、入試委員会が実施にあっている。これまでの入試においては、入学選抜の公正さや公平さに対する疑問を提起されるような事態は生じていない。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>5-②-1 研究科案内</p> <p>5-②-2 入学者選抜試験要項</p> <p>5-②-3 法科大学院説明会の案内</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
・学生の受け入れ方針と選抜制度に関連性が確保されている。	・評価基準1を満たしている。 ・学生の受け入れ方針を具現化するための運営体制を整備している。	・評価基準2を満たしている。 ・整備された運営体制のもと入学者の選抜が公正に実施されている。 ・費用や経済的支援に関する情報提供を行っている。	・評価基準3を満たしている。 ・方針に沿った学生を受け入れていることをデータにより確認している。	・評価基準4を満たしている。 ・学生の受け入れ方針を具現化するための運営体制の見直しを行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

なし

■指摘事項に対する取り組み状況

受入れ学生の詳細については、非公表データが多く、確認できるデータを示すことが難しいため3と判断した。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
1	学生の受け入れ方針の中に選抜方法に関する記載がなく、方針・求めている能力等と選抜方法の関連性が読み取れなかったため、1とした。

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目③

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
4	<p>【自己評価】</p> <p>入学定員および収容定員の定員充足率については、自己評価委員会の報告書で毎回公表している。また、毎年、定員充足率、各学年の収容定員に対する在籍者数については、年度ごとのデータが確定した段階で、運営委員会において報告されており、充足率の過剰または未充足の問題が出現した際には、運営委員会構成員全員で議論できるようにしている。</p> <p>本研究科の方針としては、本学において学修するに足りる能力があると判定した者はすべて入学を認めるという姿勢を貫きつつ、本学での学習環境および人的支援態勢を考慮して、入学者が入学定員を上回ることはないように十分に配慮すると同時に、他方において、入学者が入学定員に満たない場合でも、本学において学修するにふさわしいとはいえない志願者については、その入学を認めないものとし、入学者の質の確保を特に重視している。公益財団法人日弁連法務研究財団による直近（2021年度）の認証評価においても、入学者数と入学定員のバランスについては「適合」と評価されている。（430頁）</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>5-③-1 自己点検・評価報告書（第7分野 学習環境及び人的支援体制）</p> <p>5-③-2 認証評価報告書</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
<p>・収容定員に対する在籍学生数比率の管理を行っている。</p> <p>【学部】</p> <p>・入学定員充足率の5年平均もしくは収容定員充足率が、是正勧告に該当する基準（注1）をクリアしている。</p>	<p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>【学部・研究科】</p> <p>・入学定員充足率の5年平均もしくは収容定員充足率が、改善課題に該当する基準（注2）をクリアしている。</p>	<p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>【学部・研究科】</p> <p>・収容定員と在籍学生数に齟齬が生じた場合の対応方法やフローを確立している。</p>	<p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>・3つのポリシーなどに基づいて、あるべき収容定員数について意見交換を行う機会を設定している。</p>	/

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

なし

■指摘事項に対する取り組み状況

なし

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
3	学生の受け入れ方針の中に選抜方法に関する記載がなく、方針・求めている能力等と選抜方法の関連性が読み取れなかったため、1とした。

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目④

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	<p>【自己評価】</p> <p>これまで自己点検の一環として、受け入れた学生の本研究科での学修状況は、各学生のGPAや進級状況を中心に、自己点検評価委員会および執行部による定期的な検証を行ってきた。</p> <p>2022年度司法試験より、法務省からより詳細な司法試験結果（本研究科からの受験者の合否、短答式試験、論述試験の成績）の提供が受けられるようになった。これを受けて、本研究科修士について、入学時から、各年次の成績、司法試験の合否および成績までを一連の流れとして捉えることが可能になった。これにより、適切な学生を受け入れているか、授業のパフォーマンスと司法試験の合否にはどの程度の関連があるか、などをこれまで以上に詳細に検討することができるようになり、現在分析中である。今後、この検証体制を確立することにより、学生の受け入れの適切性について、さらに有効な点検・評価ができるようになると考えている。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>5-④-1 自己点検・評価報告書（第2分野 入学者選抜）</p> <p>5-④-2 法務省からの提供にあたってのメール</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
・学生の受け入れに関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセスについて検討している。	・評価基準1を満たしている。 ・学生の受け入れに関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセスを内規等で定めている。	・評価基準2を満たしている。 ・学生の受け入れに関する自己点検・評価を定期的実施している。	・評価基準3を満たしている。 ・学生の受け入れに関する自己点検・評価の結果に基づき、改善に取り組んでいる。	・評価基準4を満たしている。 ・学生の受け入れに関する自己点検・評価の結果に基づき、定期的な改善実績がある。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

なし

■指摘事項に対する取り組み状況

新たな司法試験制度との関係では、カリキュラム改革を2022年度に行ったばかりであり、さらなる改善の取り組みは数年間の司法試験のパフォーマンス等を検証した後に行うことになると考えられる。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
1	<p>学生の受け入れについて、以下のいずれかの点を検討し・内規等に定めているかが明らかでないため、1とした。</p> <p>①点検・評価を行う組織、②点検・評価結果に基づいて改善を検討する組織（①と②は、既存の組織を活用することが可能、また、①と②について同一の組織が担うことも可能）、③点検・評価の頻度・スケジュール、④点検・評価に用いる指標</p>

基準6 教員・教員組織 点検・評価項目①

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

- 求める教員像の設定
 - ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
- 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">1</p>	<p>【自己評価】</p> <p>本研究科は、日弁連法務研究財団の認証評価基準の1つである「法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること」を満たすために、研究および教育能力に関する適格性を有する教員の配置を行っている。専任教員の適格性については、専任教員の採用時においては、「法律科目担当の専任教員の嘱任に関する法学学術院細則」にしたがって、審査委員会が専任教員候補者の適格性についての実質審査を行い、その審査報告に基づき運営委員会において最終判断を行っている。審査においては、担当科目を教えるにふさわしい教育能力があるかどうかを、研究業績あるいは実務経験だけでなく、教育実績を含めて多角的に審査している。また、派遣裁判官教員あるいは派遣検察官教員についても、司法研修所等での教官経験など教育経験のある者の派遣を要請している。また、この教員組織の編成については、自己点検評価委員会でも毎回検討し、毎回報告書を公表している。</p> <p>さらに、本研究科HPでは、教員紹介のページのトップに「早稲田大学大学院法務研究科では、早稲田大学創立以来の「建学の精神」に共鳴し、当研究科の教育理念のもとに、新時代の法曹養成教育をともに築き上げていこうという熱い想いをもち多彩な教員を擁しています」との記載があり、本研究科の教員として、早稲田大学の建学の精神と、本研究科の「挑戦する法曹」の養成というポリシーの両方に沿う人材を求めていることを明記している。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>6-①-1 法律科目担当の専任教員の嘱任に関する法学学術院細則</p> <p>6-①-2 法律科目担当の任期付教員の嘱任等に関する法学学術院細則</p> <p>6-①-3 法務研究科ホームページ</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針を定めている。	・評価基準1を満たしている。 ・各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針において求める教員像を提示している。	・評価基準2を満たしている。 ・各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針を箇所内で適切に共有している。	・評価基準3を満たしている。 ・教員組織の編制に関する方針について定期的に点検・評価を行う体制となっている。	・評価基準4を満たしている。 ・教員組織の編制に関する方針についての点検・評価の結果に基づき、定期的な改善を行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

<p>■前年度の課題</p> <p>なし</p>
<p>■指摘事項に対する取り組み状況</p> <p>組織統合により、法務研究科（2025年度から法曹養成専攻）の教員はすべて法学学術院所属となる。現時点では明確な方針は示すことはできないものの、今後検討を進める必要があると考えている。なお、法科大学院の教員として求める教員像については、既にHPで公開している。</p>

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
1	

基準6 教員・教員組織 点検・評価項目②

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

- 学部・研究科等ごとの専任教員数
- 適切な教員組織編制のための措置
 - ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
 - ・各学位課程の目的に即した教員配置
 - ・国際性、男女比
 - ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
 - ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
 - ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
 - ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- 教養教育の運営体制

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	<p>【自己評価】</p> <p>本研究科では、認証評価基準に「教員の科目別構成等が適切であり、バランスが取れている等、法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること」（日弁連法務研究財団認証評価委基準3-4(3)）「教員の年齢構成に配慮がなされていること」（同基準3-4(4)）、「教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること」（同基準3-4(5)）」が定められていることから、本研究科設立以来、これらの要件を満たしているかどうかの自己点検を行い、改善に努めてきた。しかしながら、2020年にコロナ禍による全学的な人事凍結があったこと、その後、2025年に法学研究科との組織統合を予定していることから、実務家派遣教員を除いて本研究科独自の人事は行っておらず、近年は改善のための具体的行動が起こせていない。今後、法学研究科との統合の後に、年齢構成およびジェンダーのバランスを改善するための組織的な取り組みが必要となる。</p> <p>【課題】</p> <p>教員組織の年齢構成・ジェンダーバランスに課題がある。</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>6-②-1 自己点検・評価報告書（第3分野 教育体制）</p> <p>6-②-2 日弁連法務研究財団認証評価基準</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
<p>・専任教員数または教授数が設置基準を満たしている。</p> <p>【専門職】</p> <p>・実務家教員が適切に配置されている。</p>	<p>・評価基準1を満たしている。</p> <p>・教員組織の編制方針に則った採用活動を行っている。</p>	<p>・評価基準2を満たしている。</p> <p>・各学部・研究科の教員組織の編成に関する方針に基づく適切な教員編成となっている。（課程の目的、主要な授業科目への専任教員の配置、研究科担当教員の資格の明確化）</p>	<p>・評価基準3を満たしている。</p> <p>・国際性、男女比、年齢構成、各教員の授業負担のバランスの観点において適切に教員を配置している。</p>	<p>・評価基準4を満たしている。</p> <p>【学部】</p> <p>・教養科目や共通科目等の運営についての体制を構築している。</p>

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

<p>■前年度の課題</p> <p>組織統合により、法曹養成専攻独自でできることには限りがある。自己点検報告書64頁に記載されている通り、女性の講師や助手の採用に力を入れ、ジェンダーバランスは6.3%（2021年度自己点検・評価時点）から9.8%に向上している。</p>
<p>■指摘事項に対する取り組み状況</p> <p>なし</p>

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
1	教員組織の編制方針が定められておらず、それに基づいた採用活動を行っていることが確認できる根拠資料がないため、1とした。

基準6 教員・教員組織 点検・評価項目③

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

- 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
- 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
4	<p>【自己評価】</p> <p>本法科大学院における人事は、十分な数の専任教員を確保するために、研究科人事委員会が、法科大学院設置基準、同認証評価基準および研究科が設置する科目等に照らして策定した人事計画により、具体的条件を提示して、候補者の推薦を求める研究科内公募の形式を採っている。</p> <p>昇任については、「審査委員会」を構成し「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」に照らして厳格な審査を実施している。</p> <p>専門職大学院の性質上、本研究科には実務家教員も置かれているが、これらの教員については、「法律科目担当の任期付教員の嘱任等に関する法学学術院細則」に定める資格要件および手続にしたがって審査が行われ、実務経験が十分に豊富な教員を採用している。また、実務家教員が法律基本科目を担当する場合は、採用時に研究者教員と同じ基準におり、研究能力の審査を行っている。</p> <p>また、自己点検委員会の点検では、規程に沿った採用が行われているかどうかを点検し、報告書で公表している。</p> <p>【課題】</p> <p>特になし</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>特になし</p>	<p>6-③-1 法律科目担当の専任教員の嘱任に関する法学学術院細則</p> <p>6-③-2 専任教員の昇任に関する法務研究科細則</p> <p>6-③-3 法律科目担当の任期付教員の嘱任等に関する法学学術院細則</p> <p>6-③-4 自己点検・評価報告書（第3分野 教育体制）</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
・募集、採用、昇任等に関する基準や手続きを定めている。	・評価基準1を満たしている。 ・募集、採用、昇任等に関する基準や手続きを定め、規定化することにより箇所内で共有している。	・評価基準2を満たしている。 ・規定に基づき、募集、採用、昇任等の実施が行われている。	・評価基準3を満たしている。 ・規定や運用について定期的に自己点検・評価を行う体制となっている。	・評価基準4を満たしている。 ・点検・評価の結果を踏まえて定期的な改善を行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

なし

■指摘事項に対する取り組み状況

自己点検委員会では、定期的に本研究科の採用、昇任等が適切に行われているかどうかを検証し、報告書で公表している。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
3	規定や運用について定期的に自己点検・評価を行う体制となっていることが根拠資料から読み取れないため、3とした。

基準6 教員・教員組織 点検・評価項目④

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

- ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
- 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
2	<p>【自己評価】</p> <p>教育内容・教育方法を改善するための取り組みは、FD委員会を中心に実施されている。同委員会は、2年任期の委員5名からなり、現在の委員会構成は、民法2名、刑事法1名、公法1名、先端・展開1名である。FD委員会は、①各学期1回、専任教員全員が参加するFD研修会を計画・実施、②各学期1回行う授業の相互参観の企画・実施・見学結果のフィードバック集計、③各学期について中間および期末の2回行われる受講生による講義評価アンケートの企画・実施・評価を行い、②の実施状況、③の結果概要について、教授会において報告を行っている。</p> <p>さらに、2024年度は新たな試みとして、FDランチョンを開催し、組織統合や制度変更により課題となった、学部との連携の在り方、教育方法の工夫等、各課題ごとに教員が分かれてディスカッションを行った。また、例年の試みではあるが、2025年2月のFD研修会では、退職される教員が短いプレゼンテーションを行い、これまでの講義で工夫してきたこと、本研究科全体としての教育上の課題と考えること、などを報告し、議論を行った。いずれも3/4の参加に達していないため、自己点検・評価を2とした。</p> <p>【課題】</p> <p>相互授業参観の参加率の向上が課題と思われる。</p> <p>【グッドプラクティス】</p> <p>FD研修会では、その時々の本研究科における教育上の課題を取り上げ、教員全体の理解を深め課題を共有している。制度的な改善が必要と考えられる事柄については、執行部や管轄の委員会（カリキュラム等検討委員会など）にてさらなる検討を行う連携が確立している。</p>	<p>6-④-1 早稲田大学大学院法務研究科規約 第14条別表</p> <p>6-④-2 FD研修会（ランチョン）話題</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
・学部・研究科単位でFD活動を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準1を満たしている。 ・課程ごとに教育改善にかかわるFDが組織的に実施されている。 ・教育に加えて研究や社会貢献活動のかかる資質向上を目的としたFDが実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準2を満たしている。 ・エビデンスにより明らかになった課題の改善を目的としたFDプログラムを実施している。 ・恒常的に専任教員の3/4以上がFDプログラムに参加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準3を満たしている。 ・FD活動によって教育活動等の改善を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準4を満たしている。 ・自己点検・評価の結果、FD活動の改善に取り組んでいる。 ・専任教員全員が恒常的にFDプログラムに参加している。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

引き続き、相互授業参観の参加率の向上を検討する。

■指摘事項に対する取り組み状況

2024年度は新たな試みとしてFD研修ランチョンでのディスカッションを取り入れ、在学中受験により課題となっている教育上の課題、教員間での意見交換を行う充実した機会となった。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
1	教育改善に加えて、研究や社会貢献活動に係る資質向上を目的としたFD活動の実施が読み取れなかったため、1とした。

基準6 教員・教員組織 点検・評価項目⑤

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	<p>【自己評価】 日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価基準3-1が「法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること」と定めていることから、本研究科自己点検評価委員会による自己点検において、定期的に教員組織の適切性について点検・評価を行い、その結果を報告書として研究科HPにて公表している。</p> <p>【課題】 2025年4月の法学研究科との組織統合後も法科大学院の認証評価上求められる基準を満たす教員組織を維持し、年齢バランス、ジェンダーバランスを改善していくことが課題と思われる。</p> <p>【グッドプラクティス】 特になし。</p>	<p>6-⑤-1 日弁連法務研究財団法科大学院認証評価委基準 6-⑤-2 自己点検・評価報告書（第3分野 教育体制）</p>

【評価基準】

1	2	3	4	5
・教員組織に関する自己点検・評価に対する基準、体制、方法、プロセス等を検討している。	・評価基準1を満たしている。 ・教員組織に関する自己点検・評価に対する基準、体制、方法、プロセス等を内規等で定めている。	・評価基準2を満たしている。 ・教員組織に関する自己点検・評価を実施している。	・評価基準3を満たしている。 ・教員組織に関する自己点検・評価の結果を踏まえ改善に取り組んでいる。	・評価基準4を満たしている。 ・教員組織に関する自己点検・評価を踏まえ定期的に改善を行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

<p>■前年度の課題 2025年4月の法学研究科との組織統合後も法科大学院の認証評価上求められる基準を満たす教員組織を維持し、年齢バランス、ジェンダーバランスを改善していくことが課題と思われる。</p> <p>■指摘事項に対する取り組み状況 組織統合により、法曹養成専攻独自でできることには限りがある。自己点検報告書64頁に記載されている通り、女性の講師や助手の採用に力を入れ、ジェンダーバランスは6.3%（2021年度自己点検・評価時点）から9.8%に向上している。</p>
--

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	意見（自己評価と評価が異なる場合は記入してください）
1	教員組織に関して点検・評価を実施し、改善向上を検討する組織が内規等で定められていないため、1とした。

<人材養成の目的、3ポリシー、学修成果、アセスメントポリシー、カリキュラム、入試制度の変更>

※2023年10月以降に変更を決定した項目があれば記載してください。

項目	変更時期	変更内容	変更理由・変更の根拠
人材養成その他の教育研究上の目的	2024年10月	法務研究科から法学研究科法曹養成専攻に名称を修正	研究科統合に伴う、形式的な修正
ディプロマ・ポリシー	2024年10月	同上	同上
アドミッション・ポリシー	2024年10月	同上	同上